

知的財産高等裁判所は、特許庁の審決を取り消しX線透視撮影装置は進歩性を有すると判断

知的財産高等裁判所

令和元年（行ケ）第10159号 審決取消請求事件

令和3年4月15日判決言渡

2022年5月2日

三好内外国特許事務所

弁理士 田中 敦

編集：弁理士 廣瀬 文雄

## 1 事案の背景

特許庁の審決は、X線透視撮影装置に関する特許出願（特願2014-220371号）に記載の発明は2つの引用文献に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとして本願を拒絶した。

## 2 本願発明

### (1) 発明の背景と課題

従来、台車に支持されることによりベッド上の患者に対して移動自在のX線検出部と、患者の横に立つ医師に対して前記X線検出部から受信したX線画像を表示する医師観察用ディスプレイと、患者に対して前記X線検出部を位置決めするために前記台車に固定された位置決め用ディスプレイと、を有するX線画像装置が知られていた（特開2006-122448号）。

しかし、前記X線画像装置では医師の観察に適した画像が、2つのディスプレイに、同じ態様で表示されるため、前記位置決め用ディスプレイを見ながら台車を操作する操縦者は、位置決め用ディスプレイの画像の向きが現実に見ている患者の向きと異なるため位置決め操縦が困難となるという問題があった。

### (2) 発明の構成

特許請求の範囲（請求項1）は、次のとおりである。

#### 【請求項1】

- A X線管と、
  - B 前記X線管から照射され被検者を通過したX線を検出するX線検出部と、
  - C 前記X線管と前記X線検出部とを支持するアームと、
  - D 移動機構を備え、前記アームを支持する本体と、前記本体に配設され前記X線検出部により検出したX線に基づいてX線画像を表示する表示部と、
  - E 前記X線検出部により検出したX線に基づいてX線画像を表示する前記表示部とは異なる第2表示部を備えたモニタ台車と、
- を備えたX線透視撮影装置において、
- F 前記表示部と前記第2表示部には、手術中に透視された同一のX線画像が表示され、
  - G 前記X線画像のうち、前記表示部に表示されるX線画像のみを回転させる画像回転機構を備えるX線透視撮影装置。

### 3 先行技術

引用文献1（特開2006-122448号）には、本願発明の構成要件G以外の全ての構成要件が記載されている。

引用文献2（特開2009-022602号）には、画像表示部として、術者（観察者）の頭部に装着が可能なシースルー型のヘッドマウントディスプレイ（HMD）が記載されている。すなわちヘッドマウントディスプレイにおける、シースルー画像の表示領域の一部にX線画像を表示する表示画面が設けられている（図3）。そして術者の位置情報に基づいてコンピュータ処理により前記X線画像の回転処理が行われる。

### 4 特許庁の審決

特許庁の審決は、引用文献2が開示する技術事項として、「X線画像を見る者によるX線画像と実際の患者の位置把握を容易にするために、X線画像を見る者の位置情報に基づいてX線画像302の回転処理を行う」（「技術事項2」）と認定した。そして本件発明は、引用文献1、2を組み合わせることにより当業者が容易に発明をすることができるものとした。

### 5 知的財産高等裁判所の判断

（5. 1）本判決では、引用文献2に記載された発明について次のように認定した。

- ・ 「術者が人手を介することなく、容易に所望のX線画像を得ることを可能にし、操作性に優れた放射線画像装置及びその制御方法を提供すること」を目的としている（[0009]、[0012]）。
- ・ 「HMDを装着し操作者を兼ねた術者が見るHMDの画像表示部に表示されるX線画像と実際の患者の患部の位置把握を容易にするために、上記術者の床面上の位置情報に基づいて上記X線画像の回転処理を行う」との技術事項（「技術事項2'」）が記載されている。

（5. 2）取消事由（容易想到性の判断の誤り）

<課題>

本判決では、引用文献1、2には「操作者が医師等の術者が被検者を見る方向と異なる方向から被検者を見ることにより、操作者が被検者を見る方向と操作用画像表示装置に表示される患部の方向とが一致しないという課題」（「課題B2」）について記載も示唆もないと判断した。

<技術事項の認定>

本判決では、特許庁審決の技術事項2の認定は、回転処理されるX線の画像は術者が装着したHMDの画像であること、操作者を兼ねた術者の位置情報が床面（センサ）からのものであるという構成を捨象して、技術事項の範囲を不当に抽象化、拡大化しており、誤りであると判示した。そのため、仮に、課題B2の存在を認め、相違点の構成とする動機づけがあると仮定しても、技術事項2'から引用発明との相違点の構成に想到するともいえないとの判断をした。

### 6 考察

前記取消事由が導かれるにあたり、本判決では、当業者が本願発明の課題の存在を当然に理解することを裏付ける証拠がなく、被告が提出した文献が示す周知の課題は「あくまで術者と助手、又は術者と術者がそれぞれ異なるモニタを見ることによって生じる課題を指摘するにとどまり」と認定している。そして、「術者と操作者との力関係や役割の違いに照らせば、操作者は、従前は、このような課題を具体的に意識することもなく、術者の指示に基づきその所望する方向に画像を調整する

ことに注力していたものであるのに対して、本願発明は、その操作者の便宜に着目して、操作者の観点から画像の調整を容易にするための問題点を新たに課題として取り上げたことに意義があるとの評価も十分に可能である。」と判断している。すなわち術者と操作者との力関係や役割の違いも考慮し、課題として課題B 2を取り上げることの意義を認める判断をした。

以上